

令和3年7月14日

学習塾事業者 各位

公益社団法人全国学習塾協会  
会長 安藤 大作

### 学習塾における著作権の正しい取り扱いについて

社会の情報化が急速に進展する中、著作権に関する知識が多くの国民にとって必要不可欠なものとなっています。また、国会においても国民への著作権教育に一層取り組むべきである旨が指摘されており、学習塾においても著作権教育の充実や普及啓発活動の必要性が高まっています。

学習塾で子供たちに指導する際に教材は必要不可欠です。各教材には、教材会社だけでなく、素材文の作家、写真家等の様々な著作権者が存在しています。学習塾事業者の皆さまにおかれましては、著作者の権利を保護するための法律である著作権法を正しく理解し、著作物を使用することが求められています。

そして、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとして、学習塾におけるオンライン授業が活発になっている昨今ですが、今一度、オンライン指導だけでなく対面指導において使用する教材等の著作物の正しい使い方をご理解いただきコンプライアンスに則った運営を心掛けていただけますようお願い申し上げます。